

○菊池市小規模事業振興資金融資制度要綱

平成17年3月22日

告示第104号

改正 平成18年告示第66号

平成26年告示第38号

令和3年3月24日告示第44号

令和4年6月16日告示第138号

(目的)

第1条 この要綱は、本市における、小規模事業者が経営の合理化、近代化及び企業の体質改善を図るため、必要な資金を融資し、経営の安定及び事業の健全な振興を図り、もって本市の小規模事業の発展に寄与することを目的とする。

(融資)

第2条 本市は、前条の目的を達成するため、必要な資金を市内の金融機関に預託する。金融機関は、本市の要請に基づき、当該年度において、預託金の3倍以上の自己資金を加え、融資準備金として市内小規模事業者に対し融資をするものとする。

(融資対象)

第3条 この制度により融資を受けることができる者は、市内に6月以上住所を有し、熊本県信用保証協会(以下「協会」という。)の保証の対象となるものであって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内において、6月以上引き続き同一の業種に属する事業を行っている者で、常時使用する従業員の数が20人以下の法人又は個人
- (2) 営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可登録を受けている者
- (3) 前年度の市税を完納している者又は市税について非課税及び免税措置を受けている者にあつては、市長の証明がある者
- (4) 協会より代位弁済を受けていない者及びその保証人でない者
- (5) 金融機関の取引停止処分を受けていない者

(融資条件)

第4条 融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金の用途 事業経営に必要な設備又は運転資金
- (2) 融資限度額 1事業者につき500万円以内とする。

- (3) 融資期間 3年以内又は5年以内
 - (4) 貸付利率及び保証料 金融機関及び協会の定める利率
 - (5) 償還方法 割賦償還とする。
 - (6) 担保・連帯保証人 担保は、必要に応じ徴収する。連帯保証人は、原則として法人代表者以外は不要とする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。
 - (7) 補償付融資 融資を受けるものは、全て協会の保証を付するものとする。
- (融資申込み)

第5条 融資を受けようとする者は、小規模事業振興資金融資申込書(別記様式)に必要な書類を添えて菊池市内の商工会に申し込むものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の菊池市小規模事業振興資金融資制度要綱(昭和56年菊池市告示第6号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年告示第66号)

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第38号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第44号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年告示第138号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式(第5条関係)

年 月 日

商工会長 様

住所(所在地)

申込人

氏名(名称)

小規模事業振興資金融資申込書

菊池市小規模事業振興資金融資制度要綱第5条の規定により事業資金の融資を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

- 1 資金の用途
- 2 融資申込金額
- 3 添付書類
 - (1) 市税の未納がない証明書
 - (2) 信用保証委託申込書
 - (3) 資産証明書
 - (4) 信用保証委託契約書
 - (5) 印鑑証明書
 - (6) 受付機関の指示による関係書類

別記様式(第5条関係)